

## 草加市文化会館における懇親会などの飲食を伴う活動についての基準

- アルコールの提供は、第1会議室及びレセプションルームのみ可能。
- 検温・アルコール消毒を徹底する。
- 料理は各自弁当形式や個人盛りにするか、専門スタッフ（ケータリング業者・コンパニオン等）が取り分けする。トング等を不特定多数で共有させない。
- 参加者同士での飲料の注ぎ回りや回し飲みはしない。
- 席の配置は対面にならないように工夫する（横並びや、互い違いにするなど）。対面になる場合は間にアクリル板等を設置する。
- 丸テーブル（直径180cm）を6名以上で使用する場合は、アクリル板等を側面と対面に設置する（5名以下の場合は不要）。
- 長机に二人掛けする場合など、座席間隔が1m以上確保できない場合は、間にアクリル板等を設置する。  
※アクリル板等の設置については、埼玉県HPを参考にする。
- 文化会館には貸出し用のアクリル板はないため、主催者やケータリング業者が用意をする。
- 利用後は、使用したテーブル・椅子・ドアノブ等の消毒を行う。
- 実際に行えるかについては、草加市文化協会職員と相談の上、判断する。